

岡山市建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱

令和6年5月7日財政局長決裁

令和6年7月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「コンサルタント業務等」という。）に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び令第167条の13において準用する令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 対象コンサルタント業務 最低制限価格設定の対象となるコンサルタント業務等として次条に掲げるものをいう。

(対象コンサルタント業務)

第3条 対象コンサルタント業務は、次に掲げるコンサルタント業務等とする。

- (1) 許容価格5,000万円未満のもの
- (2) 市長が特に必要があると認めたもの

(最低制限価格の決定方法)

第4条 最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業種区分に基づき、対象コンサルタント業務が一の業種区分からなる場合においては、当該業務の種類ごとに、対象コンサルタント業務の許容価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額とし、対象コンサルタント業務が複数の業種区分からなる場合においては、各業種区分における合計額の合算額とする。ただし、主たる業種区分が測量業務で、当該合計額又は合算額（以下これらの額を「合計額等」という。）が税抜き設計金額の1

0分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.2を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.2を乗じて得た額とし、主たる業種区分が建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務で、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.1を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.1を乗じて得た額とし、主たる業種区分が地質調査業務で、当該合計額等が税抜き設計金額の3分の2未満の場合は、税抜き設計金額に3分の2を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.5を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.5を乗じて得た額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 5 / 10	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 6 / 10	諸経費 × 6 / 10
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × 5 / 10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9 / 10	解析等調査業務費 × 8 / 10	諸経費 × 5 / 10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × 5 / 10

2 前項の規定により算出された最低制限価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、前2項の規定により最低制限価格を決定したときは、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第11条の規定により、当該価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に備えるものとする。

（入札参加制限）

第5条 削除

附 則（平成25年3月22日財政局長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告する建設コンサルタント業務等から適用す

る。

附 則（平成 27 年 1 月 30 日 財政局長決裁）

（適用）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日以後に契約を締結する建設コンサルタント業務等から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の要綱に基づいて入札の参加に関する制限を受けていた者については、当該制限の原因となる契約の履行が完了するまでは、従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 16 日 財政局長決裁）

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日以後に公告する建設コンサルタント業務等から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 5 日 財政局長決裁）

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日以後に公告する建設コンサルタント業務等から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 1 日 財政局長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以後に公告する建設コンサルタント業務等から適用する。

附 則（令和元年 5 月 30 日 財政局長決裁）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日以後に公告する建設コンサルタント業務等から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 7 日 財政局長決裁）

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日以後に公告する建設コンサルタント業務等から適用する。